



中 監 第 267 号
平成 30 年 8 月 16 日

中津市長 奥 塚 正 典 殿

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 松 葉 民 雄

平成 29 年度中津市決算に基づく健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 29 年度中津市決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

平成 29 年度

中津市決算に基づく
健全化判断比率審査意見書

中津市監査委員

平成 29 年度中津市決算に基づく健全化判断比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 29 年度中津市決算に基づく健全化判断比率

第 2 審査の期間

平成 30 年 7 月 30 日から平成 30 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

平成 29 年度（以下「本年度」という。）の中津市決算に基づく健全化判断比率審査に当たっては、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第 4 審査の結果

本年度中津市決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は早期健全化基準を下回り、いずれも健全性を確保していると認めた。今後も引き続き財政の健全化確保に努めることを望む。

本年度中津市決算に基づく健全化判断比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	平成28年度	平成29年度	早期健全化基準
1. 実質赤字比率	－ (△5.52)	－ (△6.88)	12.20
2. 連結実質赤字比率	－ (△31.31)	－ (△33.97)	17.20
3. 実質公債費比率	5.1	5.3	25.0
4. 将来負担比率	31.2	33.7	350.0

備考：表中「－」は、当該比率がないことを示す。

() 書きは実質黒字額による比率であるため負の値で表記している。

1. 実質赤字比率について

実質赤字額がないため実質赤字比率はなかった。

2. 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額がないため連結実質赤字比率はなかった。

3. 実質公債費比率について

実質公債費比率は 5.3% で、早期健全化基準 (25.0%) を下回っていた。

4. 将来負担比率について

将来負担比率は 33.7% で、早期健全化基準 (350.0%) を下回っていた。



中 監 第 268 号
平成 30 年 8 月 16 日

中津市長 奥 塚 正 典 殿

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 松 葉 民 雄

平成 29 年度中津市決算に基づく資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 29 年度中津市決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

平成 29 年度

中津市決算に基づく
資金不足比率審査意見書

中津市監査委員

平成 29 年度中津市決算に基づく資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

平成 29 年度中津市決算に基づく資金不足比率

第 2 審査の期間

平成 30 年 7 月 30 日から平成 30 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

平成 29 年度（以下「本年度」という。）の中津市決算に基づく資金不足比率審査に当たっては、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令（以下「関係法令」という。）に基づき算定され、適正に作成されているかを確認するとともに、関係職員に説明を求め計数の分析を行い審査した。

第 4 審査の結果

本年度中津市決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づき算定され、かつ、適正に作成されており、その比率は経営健全化基準を下回り、いずれも健全性を確保していると認めた。今後も引き続き経営の健全性確保に努めることを望む。

本年度中津市決算に基づく資金不足比率は、次表のとおりである。

（単位：％）

会 計 名	平成28年度	平成29年度	経営健全化基準
(1) 水 道 事 業 会 計	－ (△117.1)	－ (△105.3)	20.0
(2) 病 院 事 業 会 計	－ (△64.2)	－ (△61.2)	20.0
(3) 診 療 所 事 業 会 計		－ (△10.2)	20.0
(4) 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 （ 公 共 下 水 道 事 業 ）	－ (△7.6)	－ (△5.7)	20.0
(5) 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 （ 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 ）	－ (△23.8)	－ (△20.2)	20.0
(6) 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	－ (△36.7)	－ (△29.0)	20.0
(7) 小 規 模 集 合 排 水 事 業 特 別 会 計	－ (△9.0)	－ (△2.1)	20.0
(8) サ イ ク リ ン グ タ ー ミ ナ ル 事 業 特 別 会 計	－ (0.0)	－ (0.0)	20.0

備考：表中「－」は、当該比率がない(資金の不足がない)ことを示す。

() 書きは資金剰余額（黒字額）による比率であるため負の値で表記している。

すべての公営企業会計において、前年度に引き続き資金の不足額がないため資金不足比率はなかった。